

Go To Eat キャンペーンに係る食事券発行委託事業において、管理職の職員の人件費に係る時間単価の算定が適正でなかったため、委託費の支払額が過大

1件 不当金額(支出) 700万円

1 委託事業の概要等

農林水産本省は、購入した食事券を使用するなどして飲食店における飲食の提供の対価を支払った消費者に対して給付金を給付するGo To Eat キャンペーン(以下「イート事業」)を令和2年度以降実施している。同本省は、イート事業のうち佐賀県内において食事券の発行、販売、回収、回収後の飲食店への代金の振込等を行う食事券発行委託事業を、株式会社佐賀広告センター(以下「佐賀事務局」)との間で委託契約を締結して、2年8月から4年1月までの間に実施しており、委託費として4億9314万円を支払っている。

本件委託事業における人件費の算定に当たり従うこととされている「委託事業における人件費の算定等の適正化について」によれば、時間外手当の支給対象とならない管理職の職員(以下「管理者」)の人件費については、原則として、次式のとおり算定することとされている。この場合、時間単価は、給料等の年間総支給額等を年間総所定労働時間(時間外労働時間を含まない。)で除して算定し、直接作業時間数には、時間外労働時間を含めることはできないこととされている。

(原則的な算定方法)

$$\text{人件費} = \text{時間単価} \times \text{直接作業時間数(時間外労働時間を含まない。)}$$

$$\text{時間単価} = \text{年間総支給額等} \div \text{年間総所定労働時間}$$

ただし、委託事業の遂行上やむを得ず従事した時間外労働については、例外として、直接作業時間数に委託事業に従事した時間外労働時間を含めることができるとされており、この場合の人件費については、次式のとおり、時間単価は、年間総支給額等を年間総実労働時間(年間総所定労働時間に委託事業及び自主事業等に従事した時間外労働時間を加えた時間数)で除して算定し、これに委託事業に従事した時間外労働時間を含めた直接作業時間数を乗ずることとされている。

(例外的な算定方法)

$$\text{人件費} = \text{時間単価} \times \text{直接作業時間数(委託事業に従事した時間外労働時間を含む。)}$$

$$\text{時間単価} = \text{年間総支給額等} \div \left[\text{年間総所定労働時間} + \text{時間外労働時間(委託事業及び自主事業等に係るもの)} \right]$$

年間総実労働時間

2 検査の結果

佐賀事務局は、本件委託事業に係る全従事者31名について、人件費の実支出額を計3357万円と算定していた。そして、上記31名のうち、時間外手当の支給対象とならない管理者6名に係る人件費の実支出額について、年間総支給額等を年間総所定労働時間で除して時間単価を算定し、これに本件委託事業に従事した時間外労働時間を含めた直接作業時間数を乗じて算定していた。

しかし、前記のとおり、直接作業時間数に委託事業に従事した時間外労働時間を含める場合には、時間単価については、年間総支給額等を年間総実労働時間で除して算定する必要があった。

そこで、前記の管理者6名について、業務日誌やパソコンの使用履歴等により把握した各人の年間総実労働時間に基づき時間単価を算定するなどして、全従事者31名に係る人件費の適正な実支出額を算定すると計2720万円となる。

したがって、上記の人件費に基づき本件委託事業に要した経費の実支出額を算定すると、適正な委託費の額は4億8614万円となり、委託費の支払額4億9314万円との差額700万円が過大に支払われていて、不当と認められる。